

(平成22年6月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

両親の勧めで国民年金に加入し、当時は家業の商店の手伝いをしていたので、保険料は母親が払ってくれており、集金人から100円ぐらいの印紙を購入して赤っぽい手帳の台紙に貼っていたのを覚えている。

昭和36年度は加入後最初の期間なのに未納とされ、37年度が納付済みなのに38年度が未納というのはおかしいし、一緒に保険料を納付していた母親は同じ期間が納付済みなのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ12か月と短期間であり、申立人の国民年金加入手続きや国民年金保険料の納付状況についての供述は詳細かつ具体的であり、その内容に不自然さは見られず、国民年金手帳の色、国民年金保険料額、納付方法等は当時の客観的事実に符合する。

また、申立人は国民年金制度準備期間中の昭和35年10月に資格取得し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである上、納付期間の多くを前納していることから、申立人の納付意識は高かったものと推察される。

さらに、申立期間①は申立人の国民年金加入後の最初の年度の国民年金保険料納付期間であり、納付意識の高かった申立人が、国民年金加入直後の申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い上、昭和37年度分及び39年度以降の保険料を納付しながら、その間の期間である申立期間②の38年度分の保険料を納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を負担していたとする申立人の母親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みである上、申立期間当時の同居家族の一人であった申立人の妹からは、「母親と姉（申立人）が自宅に集金に来た人に国民年金保険料を納めていた。」との供述を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和51年12月にA市からB町の実家に移り住み、その後しばらくして町内会の人が集金に来て、毎月、国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月及び申立期間②は3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和52年4月に加入手続したものと推察され、そのころに加入手続したとすれば、申立期間は現年度納付が可能であることから、納付意識が高かった申立人が、申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、申立人が供述する納付方法は、申立期間当時のB町の収納事務に符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から44年3月まで
昭和44年4月ごろに、A町役場B支所(当時)で加入手続をして申立期間の保険料を一括して担当職員へ支払ったはずであるので、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和44年4月ごろに申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳及びA町作成の被保険者名簿により、申立人は、44年4月1日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入者は加入手続を行った時から^{さかのぼ}遡って被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を^{さかのぼ}遡って納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間の保険料「39年4月～44年4月1日まで、領収しました。(B支所)5年間分全納」とする記載とともに、役場担当職員の名字の記載も確認でき、申立人も、当該職員に保険料を支払ったと供述しているが、A町役場に照会したところ、当該職員は、昭和44年当時、A町役場B支所には在籍していなかったとの回答を得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。